

最高裁秘書第3646号

令和6年12月25日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和6年12月18日に答申（令和6年度（最情）答申第17号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（最情）諮問第12号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年5月24日（令和6年度（最情）諮詢第12号）

答申日：令和6年12月18日（令和6年度（最情）答申第17号）

件名：最高裁判所の既済事件一覧表（民事の上告事件に関するもの及び民事の上告受理申立事件に関するもの）の一部不開示の判断に関する件

答申書

第1 委員会の結論

別紙1記載の各文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙2記載の各文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和6年3月5日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

令和5年6月分までの最高裁判所の既済事件一覧表の場合、既済事件の事件番号は全て開示されていたから、慣行として公にすることが予定されている情報であり、それによって個人の権利利益を害するおそれも生じていないから不開示情報には該当しない。また、裁判所ホームページに掲載されている既済事件の事件番号等については、慣行として公にされた情報であることは明らかである。

既済事件となった民事訴訟事件の訴訟記録は上告審の事件番号だけで閲覧することはできないし、刑事訴訟事件と異なり、極めて高度のプライバシー情報を含むものではない。民事判決情報データベース化検討会においても法人の名

称等は仮名処理を不要とすべきであるとしている。そのため、刑事訴訟事件の事件番号及び判決年月日が個人識別情報であると判断した令和5年10月3日付け答申（令和5年度（最情）答申第3号。以下「別件答申」という。）の判断理由は上告審の民事訴訟事件の事件番号には妥当しないのであって、当事者が法人又は団体等のみである場合、上告審の事件番号は行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条2号イに該当しないといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

苦情申出人は、本件対象文書のうち、既済事件の事件番号が記載された部分（以下「本件不開示部分」という。）について、同種文書の令和5年6月分までは事件番号が全て開示されていたから、慣行として公にすることが予定されている情報であり、それによって個人の権利利益を害するおそれも生じていなければ不開示情報には該当しない旨主張する。

この点について、最高裁判所は、別件答申を受け、事件番号が、原則として、当事者に個人が含まれる場合は個人識別情報（法5条1号）に、当事者が法人又は団体等のみである場合は公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法5条2号イ）にそれぞれ相当する不開示情報であると整理し、本件不開示部分も上記いずれかの不開示情報に相当すると考えた。また、事件番号が個人識別情報に相当する場合の、法5条1号ただし書イ該当性については、文書ごとに個別に判断すべきものであるところ、本件対象文書の事件番号が明らかになると、個別の事件が上告審に係属した等の進行状況が明らかとなり、当該事件の当事者が不利益を被るおそれが否定できることから、同号ただし書イの情報には当たらないものと考え、本件不開示部分を不開示としたものである。

また、苦情申出人は、裁判所のホームページに掲載されている事件番号等に公表慣行がある旨述べているが、本件対象文書に記載されている既済事件は、

いずれも同ホームページに掲載されていない。

したがって、苦情申出人の主張には理由がない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年5月24日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年6月4日 苦情申出人から意見書（同月3日付け）を收受
- ④ 同年10月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年11月15日 審議
- ⑥ 同年12月13日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件対象文書は、特定の集計期間に係る民事の上告事件の既済事件一覧表（別紙2記載1）及び民事の上告受理申立事件の既済事件一覧表（別紙2記載2）であり、いずれも、法廷、主任裁判官、主任調査官、事件番号、上告人、被上告人、備考、上告受理、終局日、終局区分等の欄から構成されるものである。本件対象文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、当事者に個人又は法人等を含む事件の具体的な事件番号が記載されているものと認められる。

2 当事者に個人が含まれる事件の事件番号について

当事者に個人が含まれる事件の事件番号は、これによって特定される事件の訴訟記録を閲覧すること（民事訴訟法91条1項）等によって各訴訟記録に記載された当事者の氏名や住所等を知ることができることから、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報（法5条1号前段括弧書き）に当たるといえ、個人識別情報に相当する。そして、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められる事情もないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、また、同号ただし書ロ及びハにも該当しないことは明らかであることから、同号の不開示情報に相

当する。

これに対し、苦情申出人は、同種文書の令和5年6月分までは事件番号が全て開示されていたから、慣行として公にすることが予定されている情報であると主張する。しかしながら、最高裁判所事務総長の説明によれば、最高裁判所においては、別件答申を受けて、事件番号が法5条1号の個人識別情報に相当する不開示情報であると整理したということであるから、従前は個人識別情報に相当しないものとして開示されていたといえ、同号ただし書イに当たることを根拠に開示されていたものとは認められない。また、最高裁判所事務総長は、事件番号が同号ただし書イの情報に当たらない実質的な理由として、本件対象文書の事件番号が明らかになると、個別の事件が上告審に係属した等の進行状況が明らかとなり、当該事件の当事者が不利益を被るおそれが否定できないと説明するが、このような事情を考慮した上で、今後本件対象文書と同種文書の事件番号を公にしないと判断することが不合理であるとはいえない。

なお、苦情申出人は、別件答申の判断理由は、刑事訴訟事件と異なり高度のプライバシー情報を含まない上告審の民事訴訟事件の事件番号には妥当しないとも主張するが、別件答申は、事件番号が訴訟記録の閲覧等を通じて、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報に当たることを判断したものであって、プライバシー情報を含むか否かといった事情を考慮したものではないから、上記主張は当たらない。

したがって、当事者に個人が含まれる事件の事件番号は法5条1号の不開示情報に相当する。

3 当事者に法人等が含まれる事件の事件番号について

当事者に法人等が含まれる事件の事件番号も、個人と同様に、訴訟記録を閲覧すること等によって各訴訟記録に記載された当事者の名称・所在等を知ることができることから、特定の法人等を識別することができることとなる情報に当たる。そして、本件対象文書上の当事者に法人等が含まれる事件の事件番号

を公にすることにより、当該法人を当事者とする訴訟が上告審に係属している事実を明らかにすることとなるが、これにより、争訟に至った経緯いかんにかかわらず、当該法人等の信用を損なうおそれがあるなど、不利益を被るおそれが否定できないから、法5条2号イに相当するものと認められる。

これに対し、苦情申出人は、民事判決情報データベース化検討会（以下「検討会」という。）において、法人の名称等は仮名処理を不要とすべきであるとしていることから、当事者が法人又は団体等のみである場合、事件番号は法5条2号イに該当しないと主張している。当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、確かに、苦情申出人が主張するような事実関係があるものと認められるが、現時点において、検討会の検討結果に基づく法的措置が実施されてはおらず、また、全ての民事事件の判決が裁判所から公開されている状況にもない。加えて、本件対象文書に記載された事件の個別具体的な内容を把握していない司法行政部門において、事件の内容を勘案して不利益の有無を判断することは困難であり、ある程度抽象的なおそれをもって法5条2号イ該当性を判断することもやむを得ないところ、法人等の名称等を識別可能とする事件番号を公開することで、法人等が不利益を被るおそれを否定できないことは、上記のとおりである。

4 以上のとおり、原判断については、本件不開示情報が法5条1号又は2号イに規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕

別紙 1

令和 5 年 8 月の以下の文書

- 1 最高裁判所の既済事件一覧表（民事の上告事件に関するもの）
- 2 最高裁判所の既済事件一覧表（民事の上告受理申立事件に関するもの）

別紙2

- 1 既済事件一覧表（終局区分が「決定（棄却）」で始まるもの）
- 2 既済事件一覧表（終局区分が「不受理」で始まるもの）